

### (3) 避難実施要領に関する法的根拠

#### 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第102号）

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

（避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

#### 国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

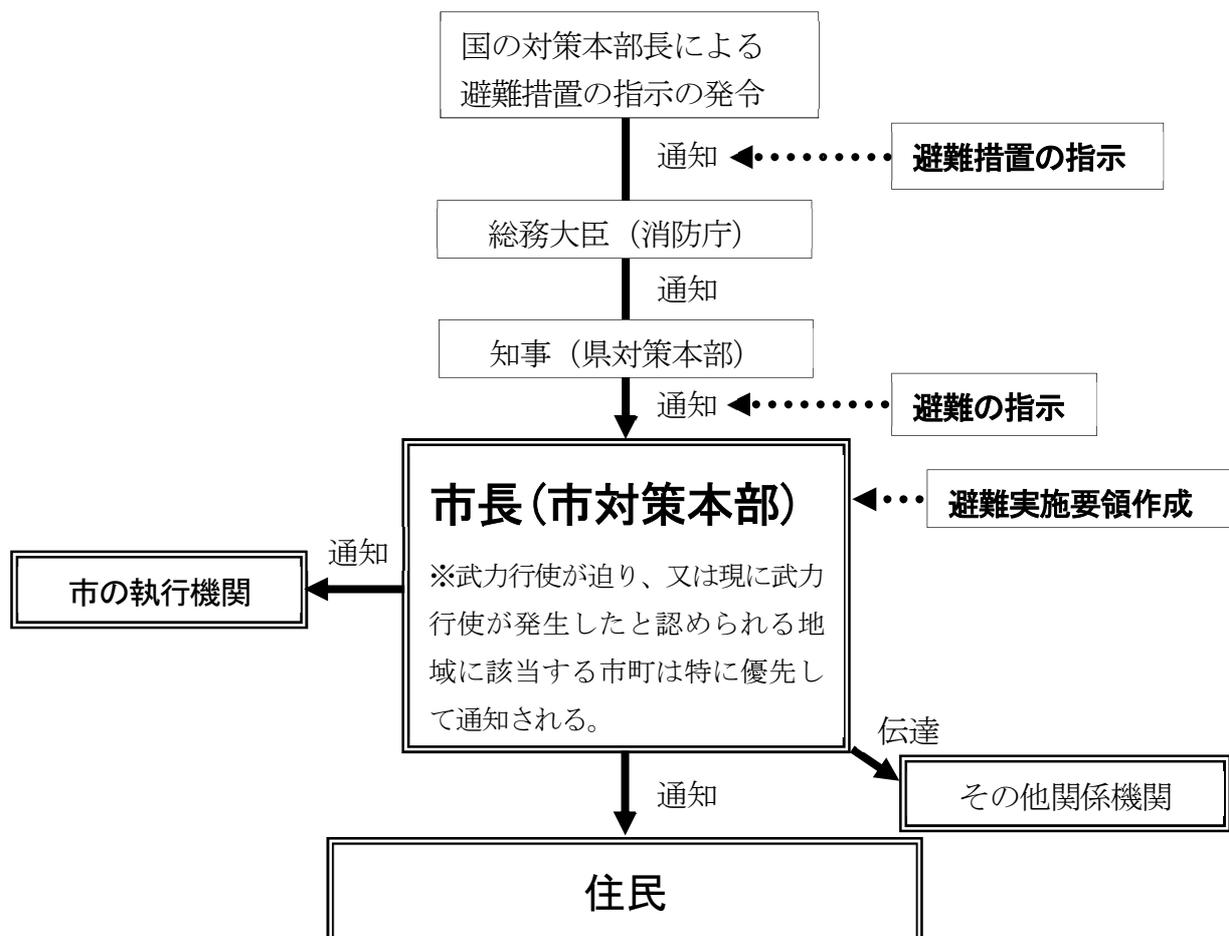
- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

### 3 避難実施要領について

#### (1) 避難の指示の伝達

- ① 市長は、県知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に迅速に伝達する。

《避難の指示の流れ》



## (2) 避難実施要領の策定の流れ

- ① 避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるよう、平素に避難実施要領のパターンを策定しておく。
- ② 市長は、県知事から避難の指示を受けた場合は、指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ③ 策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ④ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）法第61条第2項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

## (3) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合においては、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者（児）その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

#### (4) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

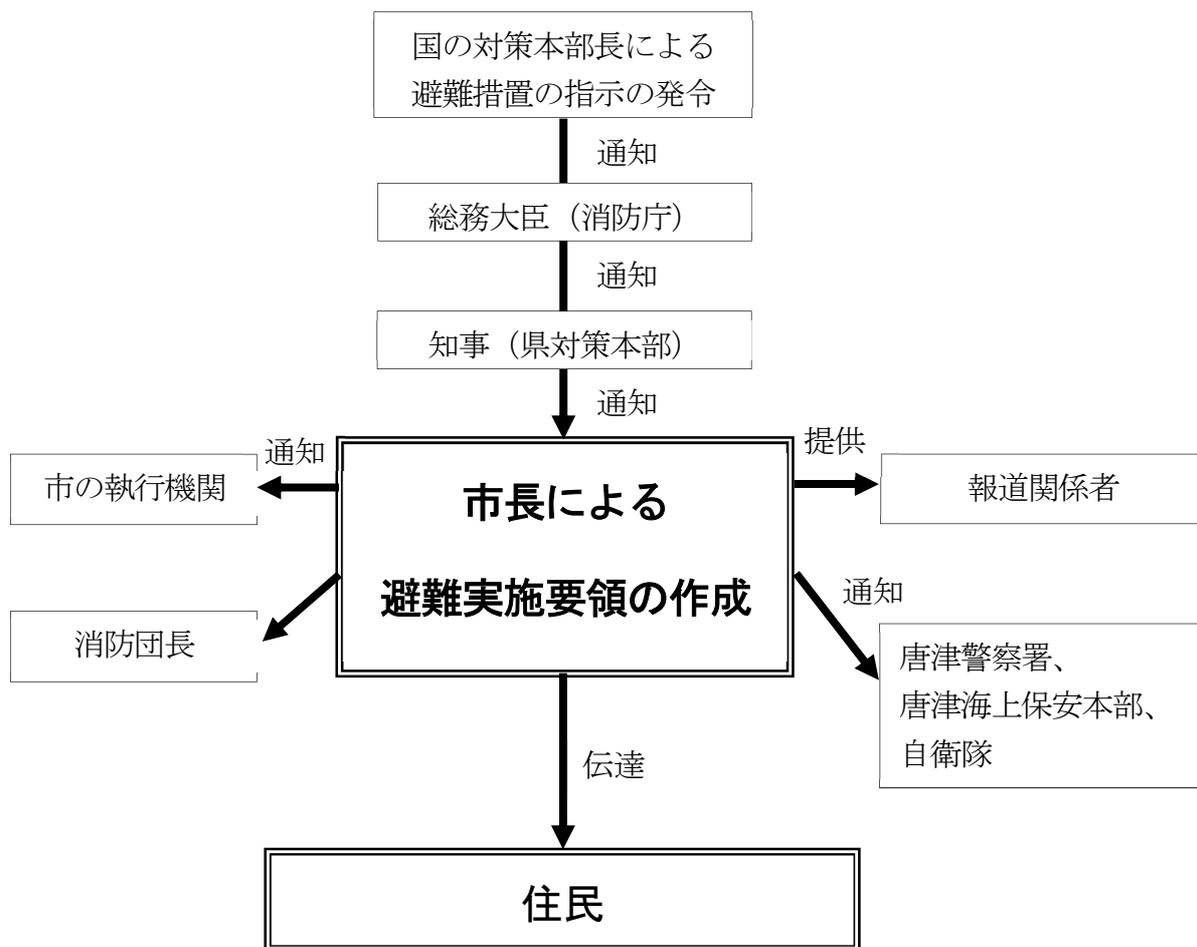
- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (個別避難計画、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

#### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防本部消防長、消防団長、唐津警察署長、唐津海上保安部長及び自衛隊佐賀地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



## 4 国民保護事案の類型及び特徴

避難誘導を円滑に進めるためには、発生事態の特性に適切に対応することが重要である。国民保護事案は、武力攻撃事態と緊急対処事態に分類される。武力攻撃事態及び緊急対処事態における避難誘導は、時間的余裕のあるなしや被害の範囲が広い場合と狭い場合では特性が大きく変わることから、類型及び特徴を次のとおり示した。

### (1) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なる。各事態の特徴及び避難の留意点は次のとおりとする。

#### ① 着上陸侵攻の場合

着上陸侵攻に伴う避難は、広域避難が必要となる。県の区域を超える可能性もあり、国全体の調整が必要となることから、国の総合的な方針をもって対応することが必要である。

#### ② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、標的や攻撃内容が様々で画一的ではない。このため、警報の内容とともに、現地における消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関からの情報と助言等を踏まえ、現地連絡調整所に派遣している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現地における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定などの措置を講ずる。

政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

#### ③ 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想される。このため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などにより迅速な情報伝達を行い、被害を局限化する。

当初は、屋内退避するよう警報が発令される。警報と同時にできるだけ近くのコンクリート造の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っている場合には、警報を発令し、避難措置を指示する。県知事は避難を指示し、市長は避難実施要領を策定する。実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。

#### ④ 航空攻撃の場合

航空攻撃は、その被害が弾道ミサイル攻撃の対応と類似するとともに、大規模着上陸侵攻の前提ともなる。このため、着上陸侵攻と同様に国の総合的な方針をもって対応することが必要である。

### (2) 緊急処理事態の類型

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。各事態の特徴については次のとおりである。

#### ① 危険物質を有する施設への攻撃

原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

#### ② 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）への攻撃

大規模集客施設は、不特定多数が利用する施設であることから、標的とされた場合には大きな人的被害が発生しやすい。特に爆発物や生物剤、化学剤の標的とされやすく、時には人質テロ等の標的となることもある。事情が分からない利用客はパニックになりやすいため、一時的には、施設管理者が、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所へ避難誘導する。関係機関は、避難誘導に関する情報を把握するとともに、必要に応じ、新たな避難のための措置を行う。

#### ③ 大量殺傷物質による攻撃

##### ○ ダーティボム

放射性物質が含まれた爆弾をダーティボムと言い、攻撃対象地点の周辺に放射能汚染を引き起こすという特徴がある。このため、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離れ、風向きや風速を考慮し、できるだけ風上の近くの地下施設やコンクリート建物に一時的に避難することが重要である。

○ 生物剤

人に害を及ぼす病原体（ウイルス、細菌等）及びそれが生み出す毒素を使って無差別に多くの人間を殺傷しようとする行為をバイオテロと言い、その病原体等を生物剤という。生物剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。感染の危険のある区域の住民の避難は、区域外住民の避難と区別するなど感染拡大の防止を図る。

○ 化学剤

有毒化学剤には、神経剤、びらん剤、窒息剤等がある。呼吸による吸入又は皮膚を通した吸入により傷害が起こり、短時間で死に至るため、早期の治療が必要となる。化学剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、ダーティボムや生物剤の場合と同様に、その場から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は吸入のおそれのない安全な地域に避難する。

化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所へ避難させる。

④ 交通機関を破壊手段とした攻撃

航空機等による自爆テロが想定され、テロが行われた場合、爆発及び火災などの発生により、施設の破壊に伴う人的被害が発生するとともに建物やライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

## 5 唐津市の避難実施要領パターン

### (1) 事態別パターン作成の考え方

唐津市では、武力攻撃事態及び緊急対処事態ごとに、事態の特性を踏まえ、避難実施要領のパターンの作成の有無を次のとおりとする。

事態	区分	作成の有無	備考
武力攻撃事態	着上陸侵攻	—	※避難パターン（玄海原発）と同じ考え方
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	—	※避難パターン（玄海原発）と同じ考え方
	弾道ミサイル攻撃	○	避難パターン（馬渡島）
	航空攻撃	—	※避難パターン（馬渡島）と同じ考え方
（大）緊急対処事態 （規模テロ等）	危険物質を有する施設への攻撃	○	避難パターン（玄海原発） ※石油コンビナート施設への攻撃は、避難パターン（玄海原発）と同じ考え方
	大規模集客施設への攻撃	○	避難パターン（新市民会館）、避難パターン（唐津くんち「唐津ふるさと会館アルピノ」）
	大量殺傷物質による攻撃	○	避難パターン（新市民会館）、避難パターン（唐津くんち「唐津ふるさと会館アルピノ」） ※避難パターン（馬渡島）と同じ考え方
	交通機関（航空機等）を破壊手段とした攻撃	—	※避難パターン（唐津くんち「唐津ふるさと会館アルピノ」）と同じ考え方

#### 【備考】

パターン1 避難パターン（玄海原発）	危険物質を有する施設（原子力発電所）への攻撃
パターン2 避難パターン（馬渡島）	離島への弾道ミサイル攻撃
パターン3 避難パターン（新市民会館）	大規模集客施設への攻撃（ダーティーボム）
パターン4 避難パターン（唐津くんち「唐津ふるさと会館アルピノ」）	大規模集客施設への攻撃（テロ・化学剤）

## (2) 市で作成する避難実施要領のパターン

市が作成する避難実施要領の想定パターンは、次のとおりである。実際の武力攻撃事態及び緊急対処事態については、攻撃パターンや規模、発生場所や発生時間等により市の対応は大きく変わる。

**パターン1 想定-市域内避難及び市域外避難-【緊急事態対応】危険物資を有する施設(原子力発電所)への攻撃**

- (1) 空港・港湾施設・原子力関連施設等が X 国の攻撃目標になり、住民の避難措置の指示。  
 (2) 唐津市の PAZ の住民を避難させ、UPZ の住民を屋内退避させる。

時系列	状況	対応等
Y 日	佐賀県から PAZ の施設敷地緊急事態要避難者の避難指示	園児、児童、生徒の、保護者への引き渡し 一時集合場所及び避難施設の準備、避難車両の手配
		警察が主要交差点等における交通整理・誘導・規制
		避難施設での住民の受入れ
Y+1 日	佐賀県から PAZ の住民の避難指示、UPZ の住民の屋内退避指示	一時集合場所及び避難施設の準備、避難車両の手配
		警察が主要交差点等における交通整理・誘導・規制
		避難施設での住民の受入れ(以降継続)
		屋内退避中の住民への支援(以降継続)

**関係機関の対応状況**

警察による周辺の交通規制	主要交差点等における交通整理・誘導・規制を行う。
消防による警戒区域の設定	—
交通機関	—

# 避難実施要領

唐津市長  
令和 月 Y 日 時 分現在

## 原子力発電所への攻撃(市域内避難 及び 市域外避難)

### 1 佐賀県からの避難の指示の内容

X 国と日本との間で関係が悪化。あらゆる外交努力を尽くすも関係は悪化の一途をたどり、国連等の介入も関係は改善せず、防衛省や国家安全保障局等による検討の結果、空港・港湾施設・原子力関連施設等が X 国の攻撃目標になり得ると判断し、唐津市においても住民を避難させることが必要と判断され、避難措置の指示があった。

佐賀県から、当面、唐津市の PAZ の住民を江北町及び白石町へ避難させ、UPZ の住民を屋内退避させる旨の指示があった。

### 2 事態の状況、関係機関の措置

#### 2-1 事態の状況

発生時期	—
発生場所	玄海原子力発電所を想定
実行の主体	X 国 特殊部隊
事案の概要と被害状況	特殊部隊による攻撃が行われたときに備え、防災基本計画(原子力災害対策編)の定めに基づき策定する「唐津市原子力災害対応避難(行動)計画」に準じて行動する。 被害は現在までのところなし。
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから、長期間は避難施設に留まることを考慮することが必要
気象の状況	天候: ___ 気温 ___℃ 風向 ___ 風速 ___m/s

#### 2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	PAZ
避難先と避難誘導の方針	要避難地域(PAZ)の施設敷地緊急事態要避難者約 1,500 人に対して、本日〇:〇を目途に江北町及び白石町へ避難させる。ただし、避難することにより健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設(旧加部島小学校、ちんぜい荘、ひぜん荘、宝寿荘、潮荘)で屋内退避し、避難の準備が整い次第、避難先施設へ避難させる。 PAZ の住民(施設敷地緊急事態要避難者を除く。)約 2,800 人に対して、明日〇:〇を目途に江北町及び白石町へ避難させる。 避難は、原則自家用車の乗合とし、これによらない場合は一時集合場所から市又は県が準備する避難バスで移動する。 UPZ の住民は、不要不急の外出を避け、屋内退避を継続する。 園児、児童、生徒は、直ちに保護者に引き渡す。
避難開始日時	施設敷地緊急事態要避難者 令和 年 月 Y 日 : 施設敷地緊急事態要避難者以外の者 令和 年 月 Y+1 日 :
避難完了予定日時	施設敷地緊急事態要避難者 令和 年 月 Y 日 : 施設敷地緊急事態要避難者以外の者 令和 年 月 Y+1 日 :

2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	<p>県警察:交通規制、避難誘導            消防:避難誘導            自衛隊:発電所周辺の警戒、避難誘導            海上保安部:周辺海域の警戒</p>			
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。            現地調整所:市職員 2 人を派遣            ※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣</p> <p>その他の関係機関            唐津市消防本部(警防課):0955-72-4146            唐津警察署(警備課):0955-72-2101            唐津海上保安部(管理課):0955-74-4323            陸上自衛隊第 16 普通科連隊(第 3 科):0957-52-2131</p> <p>※状況が変化した場合等、関係部署間において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に示す連絡表の活用を図る。</p>			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	要避難地域の避難誘導に当たっては、県警察、自衛隊と連携して安全を確保しながら実施する。			
地域の特性	地域の結びつきが強く行政区単位の行動が期待できる。また、原子力防災訓練を実施しているため、整齐とした避難が期待できる。			
時期による特性	—			
4 避難者数(単位:人)※地区ごとの最新の避難者数を記載する。				
地区名	肥前町	鎮西町	呼子町	合計
避難者数(計)				
うち要援護者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	白石町	白石町	白石町	白石町
避難施設名	白石小学校	六角小学校	福富小学校	佐賀農業高等学校
所在地	福田 2371	東郷 2231	福富 3410-2	福田 1660
収容可能人数(人)	346 人	317 人	441 人	523 人
連絡先(電話等)	0952-84-2006	0952-84-2009	0952-87-3126	0952-84-2611
連絡担当者	学校長	学校長	学校長	学校長
その他の留意事項等				
避難先地域	白石町	白石町	白石町	江北町
避難施設名	有明公民館	福富社会体育館	福富ゆうあい館	交流センターネイブル
所在地	坂田 275-1	福富 3508-2	福富 3535-1	山口 1334

収容可能人数(人)	274人	493人	346人	1,115人
連絡先(電話等)	0954-65-3135	0952-87-2931	0952-87-2149	0952-71-6321
連絡担当者	公民館長	施設長	施設長	施設長
その他の留意事項等				
避難先地域	江北町	江北町	江北町	
避難施設名	江北町老人福祉センター	江北町公民館	幼児教育センター	
所在地	山口 2637-2	山口 1651-1	山口 1153	
収容可能人数(人)	330人	296人	393人	
連絡先(電話等)	0952-86-4317	0952-86-5623	0952-86-4350	
連絡担当者	施設長	公民館長	センター長	
その他の留意事項等				
<b>5-2 一時集合場所</b>				
一時集合場所名	旧加部島小学校	片島バス停前	旧呼子小学校	うしお台
その他の留意事項等				
一時集合場所名	横竹公民館	名護屋大橋駐車場	桃山天下市駐車場	野元出荷所
その他の留意事項等				
一時集合場所名	農協名護屋支所出荷所	鎮西石室運動広場	京泊地域活性化センター	鎮西農協波戸支所
その他の留意事項等				
一時集合場所名	串出荷所			
その他の留意事項等				
<b>6 避難手段</b>				
輸送手段	鉄道・ <b>バス</b> ・船舶・ <b>徒歩</b> ・ <b>その他(福祉車両)</b>			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	バス(大・中・小型)、福祉車両(車椅子仕様)		
	台数	バス 53 台、福祉車両 14 台		
	輸送可能人数	2,029 人		
	連絡先	佐賀県(0952-25-7362)		
輸送力の配分の考え方	「唐津市原子力災害対応避難(行動)計画」に準じる。			
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、個別避難計画の支援者が搬送支援する。支援者による支援が困難な場合は、市等の保有車両により搬送する。		
	その他(けが人等)	避難することにより健康リスクが高まる者の避難要領は、県と調整して決定する。市内の病院と調整し、救急車やドクターヘリによる搬送を行う。		
<b>7 避難経路</b>				
避難に使用する経路		国道 202 号→国道 498 号 →国道 34 号(江北町) →県道 36 号(白石町)		
交通規制	実施者の確認	唐津警察署		
	規制にあたる人数	50 人程度		

	規制場所	住民を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要交差点等における交通整理・誘導・規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	唐津警察署、自衛隊			
	規制にあたる人数	50人程度			
	規制場所	交通規制を行う付近で警備を行う。			
<b>8 避難誘導方法</b>					
<b>8-1 避難(輸送)方法(時間の上段:施設敷地緊急事態要避難者、下段:それ以外の者)</b>					
地区		呼子町(片島地区、加部島地区、殿ノ浦西地区)	呼子町(片島地区、加部島地区、殿ノ浦西地区)	呼子町(片島地区、加部島地区、殿ノ浦西地区)	呼子町(片島地区、加部島地区、殿ノ浦西地区)
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	旧加部島小学校	片島バス停前	旧呼子小学校	うしお台
	集合時間	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班
市外避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス
	避難経路	県道47号→県道23号→県道340号→県道50号→国道202号→国道498号→県道36号	県道47号→県道23号→県道340号→県道50号→国道202号→国道498号→県道36号	県道47号→県道23号→県道340号→県道50号→国道202号→国道498号→県道36号	県道47号→県道23号→県道340号→県道50号→国道202号→国道498号→県道36号
	避難先	白石町福富社会体育館他2施設	白石町福富社会体育館他2施設	白石町福富社会体育館他2施設	白石町福富社会体育館他2施設
	避難完了予定日時	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班
	地区		呼子町(片島地区、加部島地区、殿ノ浦西地区)	鎮西町(鬼木地区～横竹地区)	鎮西町(鬼木地区～横竹地区)
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	横竹公民館	名護屋大橋駐車場	桃山天下市駐車場	野元出荷所

	集合時間	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班
市外避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス
	避難経路	県道47号→ 県道23号→ 県道340号→ →県道50号→ →国道202号→ →国道498号→ →県道36号	県道23号→ →県道340号→ →県道50号→ →国道202号→ →国道498号	県道23号→ →県道340号→ →県道50号→ →国道202号→ →国道498号	県道23号→ →県道340号→ →県道50号→ →国道202号→ →国道498号
	避難先	白石町福富 社会体育館 他2施設	江北町交流 センターネイ ブル他2施設 白石町佐賀 農業高等学 校他2施設	江北町交流 センターネイ ブル他2施設 白石町佐賀 農業高等学 校他2施設	江北町交流 センターネイ ブル他2施設 白石町佐賀 農業高等学 校他2施設
	避難完了予定日時	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班
地区		鎮西町(鬼木 地区～横竹 地区)	鎮西町(鬼木 地区～横竹 地区)	肥前町(京泊 地区)	鎮西町(鬼木 地区～横竹 地区)
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	農協名護屋 支所出荷所	鎮西石室運 動広場	京泊地域活 性化センター	鎮西農協波 戸支所
	集合時間	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
その他(誘導責任者等)	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班	
市外避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	行政区
	輸送手段	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス
	避難経路	県道23号→ →県道340号→ →県道50号→ →国道202号→ →国道498号	県道23号→ →県道340号→ →県道50号→ →国道202号→ →国道498号	国道202号→ →国道498号→ →県道36号→ →国道207号	県道23号→ →県道340号→ →県道50号→ →国道202号→ →国道498号

	避難先	江北町交流センターネイブル他2施設 白石町佐賀農業高等学校他2施設	江北町交流センターネイブル他2施設 白石町佐賀農業高等学校他2施設	白石町有明公民館	江北町交流センターネイブル他2施設 白石町佐賀農業高等学校他2施設
	避難完了予定日時	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇
	その他(誘導責任者等)	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班	被災者支援班
地区		鎮西町(鬼木地区～横竹地区)			
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区			
	輸送手段	徒歩			
	避難先	串出荷所			
	集合時間	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇			
	その他(誘導責任者等)	〇課〇〇			
市外避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区			
	輸送手段	・原則自家用車 ・一時集合場所からバス			
	避難経路	県道23号→ 県道340号 →県道50号 →国道202号→国道498号			
	避難先	江北町交流センターネイブル他2施設 白石町佐賀農業高等学校他2施設			
	避難完了予定日時	Y日〇:〇 Y+1日〇:〇			
	その他(誘導責任者等)	被災者支援班			
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画により個別対応			
	要支援者への支援事項	・要支援者支援班を編成 ・要支援者の状況に応じた対応を実施			
	輸送手段	・支援者車両 ・バス ・福祉車両(ストレッチャー仕様)			
	避難経路	国道202号～国道498号			

	避難先	・県が指定する福祉避難所等		
	避難開始日時	Y日〇:〇		
	避難完了予定日時	Y日〇:〇		
<b>8-2 職員の配置方法</b>				
配置場所	避難先施設	一時集合場所	主要な交差点	
人数	5人	3人	2人	
現地調整所	連絡要員2人			
<b>8-3 残留者の確認方法</b>				
確認者	市職員、消防職員、消防団員			
時期	Y+1日〇:〇			
場所	PAZ			
方法	広報者での呼びかけ、個別訪問			
措置	残留者に対し、避難するよう求める。			
終了予定日時	Y+1日〇:〇			
<b>8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>				
食事時期	Y日夕食から支給			
食事場所	避難先施設			
提供する食事の種類	当初は、市備蓄食料 事後は、現地調達による弁当又はボランティアによる炊き出し 状況により佐賀県、江北町及び白石町、又は自衛隊に支援を要請			
実施担当部署	被災者支援班、避難所運営班			
<b>8-5 追加情報の伝達方法</b>				
避難誘導に配置した職員による連絡、登録メール、ホームページ、防災 SNS 等				
<b>9 避難時の留意事項(主に住民)</b>				
自宅から避難する場合の留意事項				
基本事項				
避難者は、食料、貴重品、医薬品、運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行する。				
安定ヨウ素剤の事前配布を受けて所持している者は、携行する。				
出火防止対策を行い、施錠等行う。				
隣近所に声掛けをして相互に助け合って避難する。				
親戚宅等に避難する場合は、区長に避難先を連絡する。				
事態の特性				
・避難の際には、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、防止、ゴーグル、雨衣等の着用、マスク等を行うこと。				
・車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法とする。				
時期の特性				
降雨も予想されることから、着替えや雨衣の準備が必要である。				
一時集合場所での対応				
・到着時は、地区(自主防災組織)のリーダーのもとに集合する。				
<b>10 誘導に際しての留意事項(職員)</b>				
(心得・安全確保・服装等)				

- ・避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
- ・特殊標章等を携帯すること。
- ・防災服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。
- ・避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・避難誘導の際には、風下方法を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、防止、ゴーグル、雨衣等の着用、マスク等をさせること。

## 11 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内連絡網</li> <li>・個別避難計画に基づく伝達方法</li> <li>・防災行政無線、防災ラジオ、情報メール、行政放送、ホームページ、LINE</li> <li>・報道機関：報道責任者は、避難実施要領について情報提供</li> </ul>
職員間の連絡手段	電話(チャット機能等)

## 12 緊急時の連絡先

唐津市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：0955-72-9260 FAX：0955-72-9170
------------------------	-------------------------------------

**パターン2 想定-市域内避難-【武力攻撃事態】離島への弾道ミサイル攻撃(馬渡島)**

国の対策本部長は、Y日〇時〇分頃に唐津市鎮西町馬渡島西烽火台付近で発生した爆発について、X国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、馬渡島全島を要避難地域として、避難措置の指示を行った。

時系列	状況	対応等
Y日〇時〇分	X国からの弾道ミサイル発射により、Jアラート発令	国・佐賀県・唐津市による住民への避難指示
〇時〇分	鎮西町馬渡島西烽火台付近で爆発発生 X国から発射された弾道ミサイルが着弾したと判明	
〇時〇分		国は、緊急対処事態に認定し、自衛隊の部隊を県内に配置
〇時〇分		県も緊急対処事態本部を設置
〇時〇分		NBC 弾の可能性も考慮して警戒区域を設定して出入りを管理
〇時〇分		県警察、海上保安本部、消防機関、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現地調整所を設置 その近傍地域に除染所を開設
〇時〇分	消防が消防警戒区域の設定、救助、検知、除染を実施 警察が交通規制、検知、除染を実施 自衛隊が除染を実施	
〇時〇分		船舶で唐津港へ移動
〇時〇分		市内避難施設での住民の受入

**関係機関の対応状況**

警察による周辺の交通規制	消防で設定している警戒区域とも調整しながら、住民や観光客の避難に向けて、ミサイル着弾付近や風下の通行止め、誘導を実施している。
消防による警戒区域の設定	西烽火台付近から半径 100mをホットゾーン(別図参照)に設定している。
交通機関	島外避難のため船舶の手配調整をしている。